

四日市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第 3 号

四日市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

四日市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 5 年四日市市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）<u>第 2 4 3 条の 2 の 8 第 1 項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法<u>第 2 4 3 条の 2 の 9 第 3 項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の本市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第 2 条 市長等が本市に対して損害賠償責任を負う場合において、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）<u>第 1 7</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）<u>第 2 4 3 条の 2 の 7 第 1 項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法<u>第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の本市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第 2 条 市長等が本市に対して損害賠償責任を負う場合において、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）<u>第 1 7</u></p>

3条の5第1項第1号の普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について、責任を免れさせる。

(1)から(4)まで (略)

3条の4第1項第1号の普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について、責任を免れさせる。

(1)から(4)まで (略)

#### 附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

(総務部総務課)